

# 令和6年度版 恩給のしおり

## 総務省恩給相談室

〒162-8022  
東京都新宿区若松町19-1  
電話 03-5273-1400

この「恩給のしおり」は、ご家族の方も、ぜひお読みくださいますようお願いいたします。

- 恩給は、毎年4月、7月、10月、12月の4回に分けて、3か月分ごとに支払われます。今後1年間の支払開始日は次のとおりです。

	支払開始日	支払分
①	令和6年 7月 5日 (金)	令和6年4月分～6月分の恩給
②	令和6年10月 4日 (金)	令和6年7月分～9月分の恩給
③	令和6年12月20日 (金)	令和6年10月分～12月分の恩給
④	令和7年 4月 4日 (金)	令和7年1月分～3月分の恩給

### <ゆうちょ銀行を振込先とする受給者の皆さまへ>

令和6年10月4日から、支払開始日の「ゆうちょ銀行口座」への入金時間が遅くなります。支払開始日当日の引出しや入金確認は、「午後1時以降」であれば行える見込みです。

ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

- 以下の事由が生じた場合は、速やかに恩給相談室（☎03-5273-1400 メール onkyusoudan@soumu.go.jp）にご連絡ください。

- ① 受給者が亡くなった場合
- ② 総務省（恩給担当）から送付する書類の送付先住所を変更される場合
- ③ 受取金融機関を変更される場合
- ④ 傷病恩給又は扶助料の受給者の加給者又は加算者が亡くなった場合
- ⑤ 扶助料を受けている妻や子が、婚姻された場合（事実上の婚姻関係にある場合を含みます）又は公務員の遺族以外の方の養子となられた場合
- ⑥ 受給者の所在が不明の場合

### ◎ 注意事項

- (1) 住所変更の届出がなされなかったことにより、毎年6月に送付する「年金恩給等支払通知書」が返送された場合は、その年の10月以降、住所変更の届出がなされるまで、**恩給の支給を差し止めることとなります**ので、ご注意ください。

（裏面もお読みください。）

(2) 所在不明の間は、**恩給の支給を差し止めることとなります。**

恩給は、受給者だけが受けることができます。受給者が所在不明の場合で、受給者以外の方が恩給を受けたときは、**不当利得として返還していただくこととなります。**

また、故意だと疑われる場合には、不正受給として告訴することもありますので、ご注意ください。

## 恩給についてのご相談、お問い合わせは、恩給相談室へ

☎ 03-5273-1400

相談メールアドレス onkyusoudan@soumu.go.jp

◇ ご相談の際は、恩給証書の記号番号、受給者氏名、生年月日、相談者氏名及び日中に連絡できる電話番号が必要となります。**ただし、恩給受給履歴、恩給年額等の個人情報に関することは、電話及び相談メールではお答えしていません。**

◇ 電話の受付は、月曜日から金曜日まで(休日を除く)の9時から17時までです。

◇ **相談電話は、曜日、時間帯によってつながりにくいことがあります。**

下図は混雑状況の目安ですので、お電話の際の参考にしてください。


	時間帯								
	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
月曜日 (又は休日の翌日)	混雑	比較的 すいている	混雑	やや混雑	比較的 すいている	混雑	やや混雑	比較的 すいている	比較的 すいている
火曜日～金曜日	混雑	混雑	やや混雑	混雑	比較的 すいている	比較的 すいている	比較的 すいている	比較的 すいている	比較的 すいている

### ○ 令和6年度の恩給年額について

令和6年度の恩給年額は引上げとなります。

各受給者の恩給年額については、「恩給年額改定通知書」によりお知らせします。

◎ 恩給に関するQ&Aについては、総務省ホームページでご覧いただけます。各種申請書式も掲載されています。

総務省恩給 検索 

◎ **詐欺等の不審な電話にご注意ください。**総務省(恩給担当)あてに提出された書類の記載内容について確認する場合を除き、**電話で恩給年額、預貯金口座番号などをお尋ねすることはありません。**